令和5年業種別署別労働災害発生状況（7月末累計）

沖縄労働局

業種＼年・署別・局計等	令和5年(7月末累計) 那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	令和4年(7月末累計) 那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	局計対令和4年比較 増減数(人)	増減率(%)
製造業	45	(1) 37	5	2	1	(1) 90	41	51	10	3	9	114	▽ 24	▽ 21.1
食料品製造業	27	20	5	1		53	26	21	8		5	60	▽ 7	▽ 11.7
鉱業						0						0	0	-
建設業	42	(3) 43	3	2	7	(3) 97	58	38	18	5	5	124	▽ 27	▽ 21.8
土木工事業	9	5	1	1	4	20	8	4	3	3	1	19	1	5.3
建築工事業	21	(2) 34	2	1	2	(2) 60	49	27	12	1	4	93	▽ 33	▽ 35.5
交通運輸事業	11	4			1	16	11	1			1	13	3	23.1
陸上貨物運送事業	18	6		(1) 2	2	(1) 28	32	6		1		39	▽ 11	▽ 28.2
港湾荷役業	2		1	1	1	5			2	2		4	1	25.0
林業	1		1	1		3						0	3	-
農業、畜産・水産業	4	1	2		3	10	4	1	6	1	1	13	▽ 3	▽ 33.1
第三次産業（運輸を除く）	334	201	90	20	37	682	(1) 415	276	77	31	24	(1) 823	▽ 141	▽ 17.1
商業	56	42	1	2	5	106	57	44	3	2	2	108	▽ 2	▽ 1.9
小売業	32	34	1	2	2	71	28	33	2	2	2	67	4	6.0
接客娯楽業	26	28	10	5	8	77	23	15	4	4	8	54	23	42.6
旅館・ホテル	8	10	5	3	3	29	4	5	1	2	4	16	13	81.3
飲食店	12	14	2		3	31	11	9	2	2	3	27	4	14.8
保健衛生業	176	100	68	2	17	363	281	179	63	16	13	552	▽ 189	▽ 34.2
社会福祉施設	61	44	32	1	17	155	128	142	41	3	7	321	▽ 166	▽ 51.7
ビルメンテナンス業	22	4	2	7	3	38	17	10	3	2		32	6	18.8
その他の業種	54	27	9	4	4	98	(1) 37	28	4	7	1	(1) 77	21	27.3
全産業	(0) 457	(4) 292	(0) 102	(1) 28	(0) 52	(5) 931	(1) 561	(0) 373	(0) 113	(0) 43	(0) 40	(1) 1,130	▽ 199	▽ 17.6

（注）1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側（ ）は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。
4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜（ﾋﾞﾙﾒﾝ除く）、官公署、その他の事業を示す。

令和5年死亡災害発生状況（7月末累計）

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数（規模別）	発生状況
1	沖縄	はさまれ・巻き込まれ	建築物、構築物	機械器具設置工事業	1月上旬	30歳台	1～9	機械式駐車場の設置工事において昇降モーターの駆動チェーンの調整作業を行っていたところ、駆動チェーンが歯車から外れパレットが落下し、歩廊にまたがって別作業をおこなっていた被災者が挟まれたもの。
2	沖縄	崩壊・倒壊	移動式クレーン	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	1月下旬	50歳台	1～9	移動式クレーン(トラック積載型クレーン)を使用してつり上げ作業を行っていたところ、移動式クレーンの旋回体の根元部分が破断したことによりジブが倒壊し、被災者を直撃したもの。
3	沖縄	激突され	解体用機械	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2月中旬	20歳台	1～9	解体用ニブラを装着した車両系建設機械で、スリングを通した足場板をニブラに引っかけて吊り上げ、積載型トラッククレーンに荷卸しをしようとしていたところ、車両系建設機械が転倒し、機械とトラックとの間に被災者がはさまれたもの。
4	宮古	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフト	一般港湾運送業	6月下旬	60歳台以上	30～49	フォークリフトを使用してトレーラーからコンテナの荷卸し作業を行っていたところ、フォークリフトの後方にいた労働者が、後進したフォークリフトに巻き込まれて被災したもの。
5	沖縄	崩壊・倒壊	石、砂、砂利	その他の土石製品製造業	6月下旬	40歳台	1～9	被災者が鉄製アングルに立てかけられた石板(重量約300kg/枚)を重機により持ち上げるため、吊り上げ用クランプを固定する作業の際、鉄製アングルが破損し、石板約35枚が被災者の上に倒れ、はさまれたもの。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。
特別教育については令和６年２月から、それ以外の規定は令和５年10月から施行されます。

改正のあらまし

① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます
これまで最大積載量５トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量２トン以上５トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育４時間、実技教育２時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。
なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

① 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます　R5.10.1 施行

● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が５トン以上のものに加え、２トン以上５トン未満のものが追加されます。
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のものほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：問題ない　●：軽微、△：望ましい措置

	21 未満	21 以上 51 未満	51 以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、貨物自動車運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が５トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。
①最大積載量が２トン以上５トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
②最大積載量が２トン以上５トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。
保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：問題ない　●：軽微、△：望ましい措置

	21 未満	21 以上 51 未満	51 以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	●（上記①②） ○（上記以外）	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、貨物自動車運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます　R6.2.1 施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作[※]の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。
また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、３年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、検整スイッチの操作のほか、キャスターストッパー等を操作することや、昇降板の昇降や荷の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの機能、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

【一部省略できる者】

① 施行の日時点において６月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45 分以上で可　　テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
関係法令 ⇒ 省略不可　　テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1 時間以上で可

② 貨物自動車運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可　　テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可　　テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

③ 貨物自動車運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可　　テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可　　テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます　R5.10.1 施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。